

## 久喜市家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため市民に対し、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 処理機の貸出しを受ける対象となる者は、市内に住所を有する個人とする。

### (予約)

第3条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする日（以下「貸出開始日」という。）の前日までに、予約しなければならない。

### (申請)

第4条 利用者は、貸出開始日までに家庭用生ごみ処理機貸出申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たり、利用者は、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

### (費用負担)

第5条 処理機の貸出しは、無償とする。

2 処理機の使用及び運搬に要する費用は、利用者が負担するものとする。

### (貸出期間)

第6条 処理機の貸出期間は、貸出開始日を含め連続した15日以内とする。ただし、貸出しを終了する日が久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が第2条の要件を満たさなくなったときは、

速やかに処理機を返却しなければならない。

(貸出数量及び回数)

第7条 処理機の貸出しは、1世帯につき1基1回限りとする。

(貸出及び返却)

第8条 処理機の貸出しは、市長が指定する場所において、利用者に対し直接引き渡す方法により行うものとする。

2 処理機の返却は、市長が指定する場所において、利用者が直接持参する方法により行うものとする。

(利用条件)

第9条 利用者は、処理機の利用に関し、次に掲げる利用の条件を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を屋内に設置し、適正な管理及び使用をすること。
- (2) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 処理機に異常が生じた場合は、市に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 処理機を営利目的に使用しないこと。
- (6) 処理機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しを中止し、貸出した処理機を返却させることができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる利用条件に違反したとき。
- (2) その他管理上特に必要があると市長が認めるとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、貸出しを受けた処理機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限り

でない。

(免責)

第12条 貸出しを受けた処理機の使用により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、処理機の貸出について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。